

「国土交通省登録技術者資格※」を活用する業務における入札契約手続の運用について

【砂防、道路に係る点検・診断業務】

「国土交通省登録技術者資格※」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成 26 年 11 月 28 日付け国土交通省告示第 1107 号）に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。（官報告示及び国土交通省ホームページにおいて公表）

平成 2 7 年 2 月

中部地方整備局企画部技術管理課

目 次

1.	はじめに(趣旨)		1
2.	「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」の概要		2
3.	対象業務の発注方式		4
4.	簡易公募型プロポーザル方式(拡大)		5
5.	一般競争総合評価落札方式(1:1～1:2)		25
	【参考】国土交通省登録技術者資格(編集版)		52

1. はじめに（趣旨）

社会資本の維持管理及び更新を確実に実施するための資格制度については、「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）（平成 26 年 5 月）」において、資格制度の検討が位置付けられ、さらには、本年 6 月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」においても、「国は、公共工事に関する調査及び設計に関し、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等によって適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されるようにするため、これらに係る資格等の評価の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定している。

また、平成 26 年 8 月には、社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会より「社会資本メンテナンスの確立に向けた緊急提言：民間資格の登録制度の創設について」の提言をいただいた。

以上のような経緯を踏まえ、平成 26 年 11 月 28 日に、点検、診断、設計等の業務内容に応じた必要な知識・技術を明確化し、それを満たす技術者資格の登録について定めた登録規程が制定された。

これに基づき技術者資格の登録の申請受付が行われ、平成 27 年 1 月 26 日に登録資格が公表された。

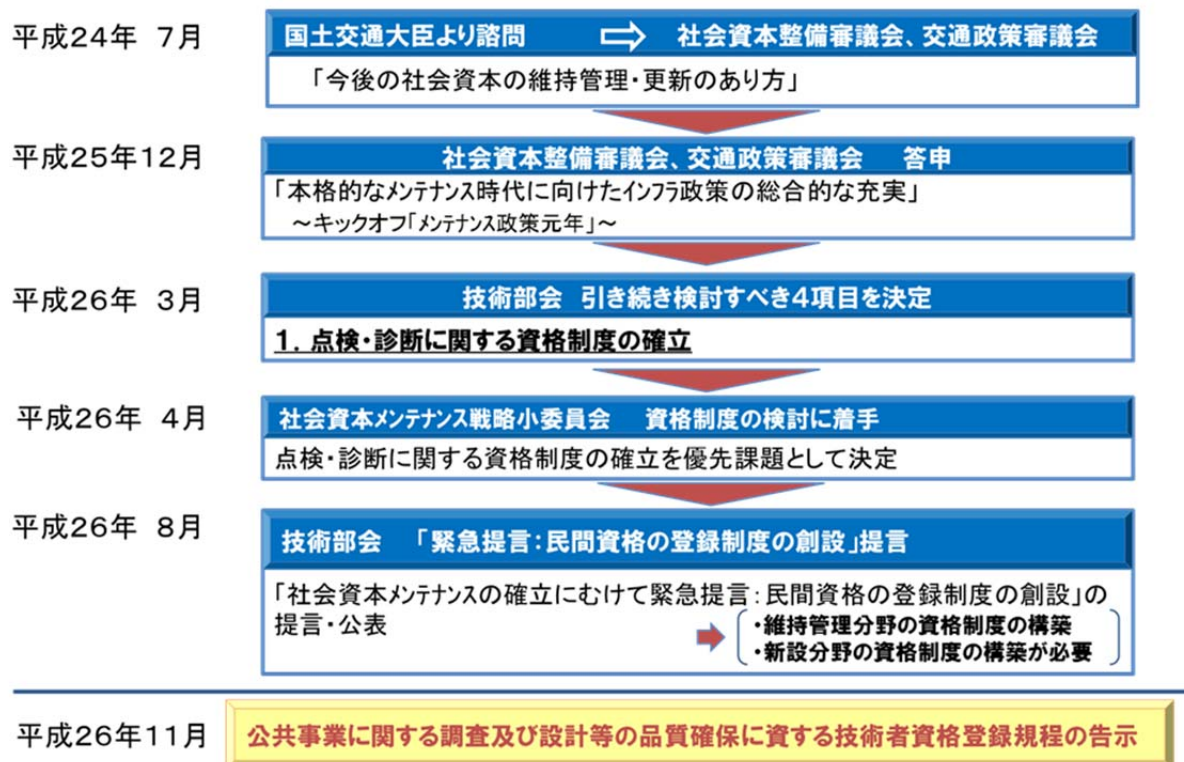
これを受けて、登録資格の活用のため、平成 27 年 1 月 22 日に、建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン（調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会）が改定されたことから、中部地方整備局における現在の入札・契約手続を踏まえた、「国土交通省技術者登録資格※」を活用する業務における、入札契約手続の運用をとりまとめたものである。

なお、今回の登録規程に位置付けられたのは、都市公園、砂防、海岸、道路、及び港湾、空港の各施設における、点検、診断、補修設計の業務であるが、このうち本運用は、中部地整において当面発注を予定している、砂防（施設分野：砂防施設、地すべり防止施設）、道路（施設分野：橋梁（鋼橋）、橋梁（コンクリート橋）、トンネル）における業務：点検、診断 を対象とする。

- 「国土交通省登録技術者資格※」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成 26 年 11 月 28 日付け国土交通省告示第 1107 号）に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。（官報告示及び国土交通省ホームページにおいて公表）

2. 「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」の概要

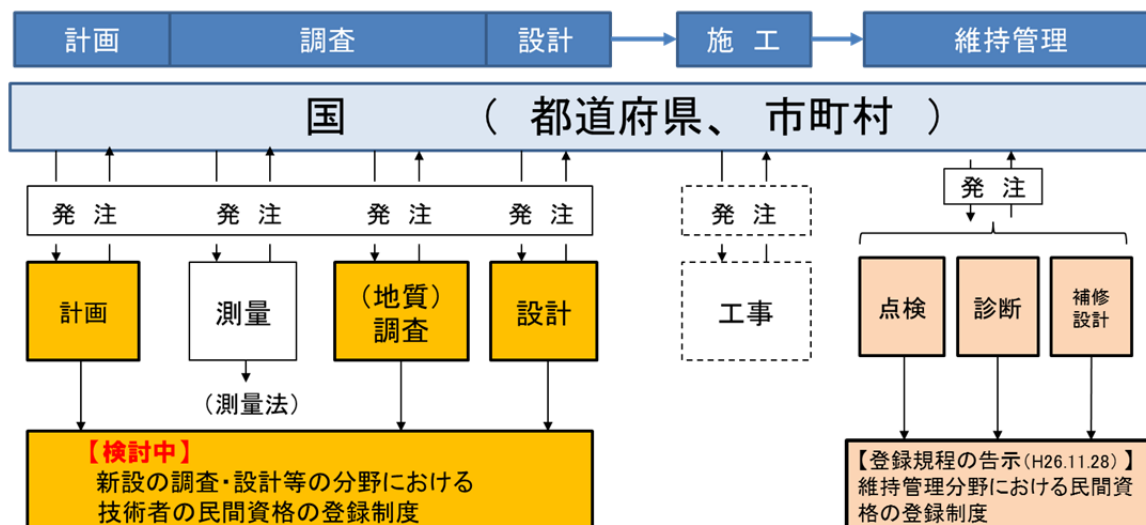
2-1. 民間資格の登録制度の経緯等について



2-2. 民間資格の登録制度が対象とする業務範囲

- 施設等の対象：国土交通省所管の社会資本分野のうち、土木構造物等。
○業務の対象：工事完成後の点検、診断、補修設計等。
※今後、計画、調査、設計等(測量を除く)についても、制度構築に向けて検討中。

(概念図)



2-3. 登録規程に位置付けた施設分野-業務-知識・技術を求める者

	道路			砂防			海岸	港湾	空港	都市公園
施設分野 業務	橋梁(鋼橋)	橋梁(コンクリート橋)	トンネル	砂防設備	地すべり防止施設	急傾斜地崩壊防止施設	海岸堤防等	港湾施設	空港施設	公園施設(遊具)
点検	■	■	■	□	□	□	□	□	□	■
診断	■	■	■	□	□	□	□	□	□	■
補修設計								□	□	

知識・技術を求める者: □ 管理技術者

■ 担当技術者

■ 管理技術者と担当技術者両者

注) 本表以外に港湾施設における「計画策定」の業務がある。

3. 対象業務の発注方式

3-1. 発注方式

砂防、道路の各施設分野一業務ごとの発注方式は下記を標準とする。

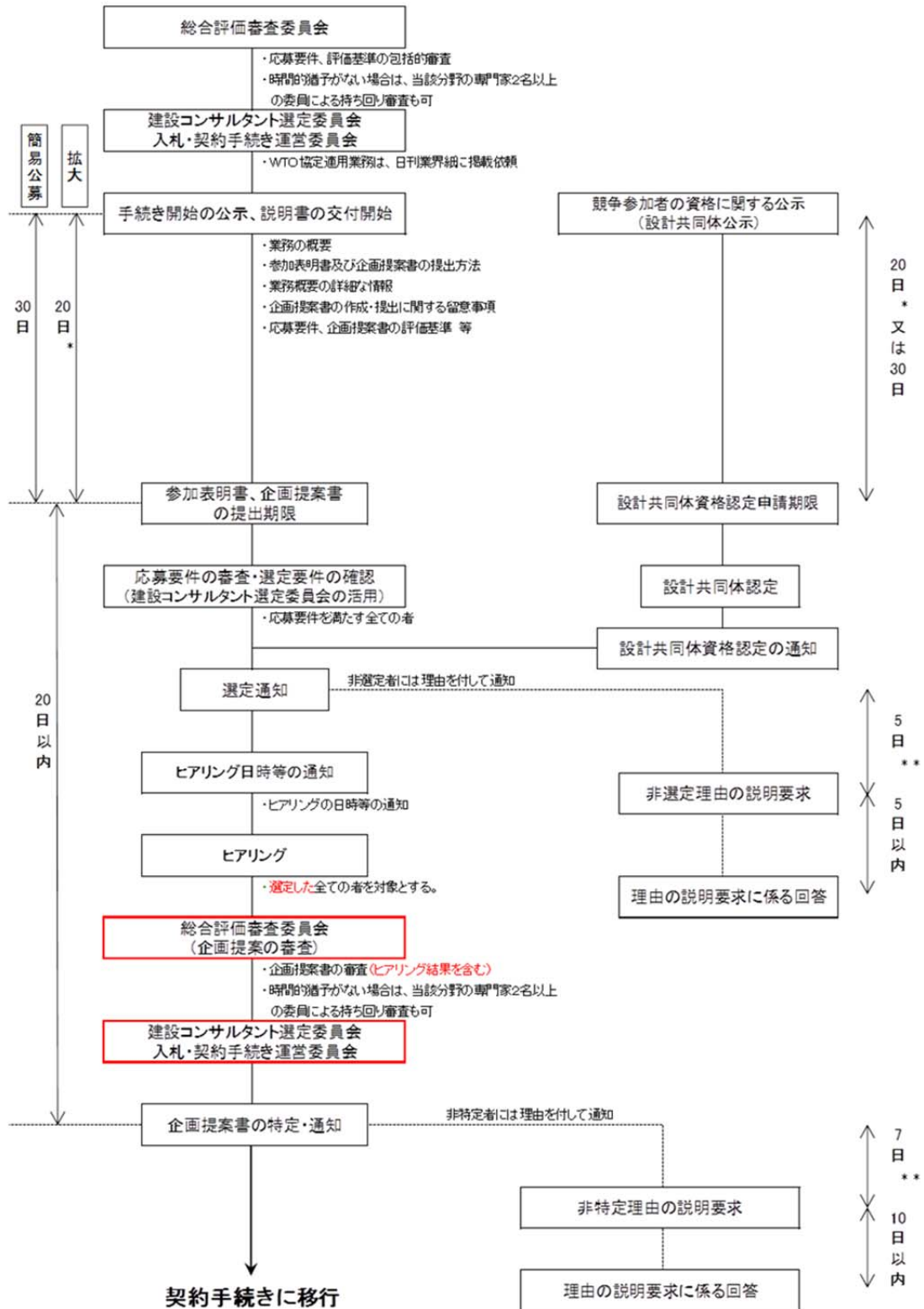
施設分野		業務	発注方式
砂防	砂防設備	点検	総合評価落札方式(1:1)
	地すべり防止施設	診断	プロポーザル方式
道路	橋梁(鋼橋、コンクリート橋)	点検	総合評価落札方式(1:1)
		診断	総合評価落札方式(1:2)
	トンネル	点検	総合評価落札方式(1:1)
		診断	総合評価落札方式(1:2)

4. 簡易公募型プロポーザル方式（拡大）

4-1. 手続きの流れ

簡易公募型プロポーザル方式（拡大）による手続きの流れは以下のとおりとする。

簡易公募型（拡大含む）プロポーザル方式の手続き



* 参加表明者が技術提案書作成に要する作業量が少ない場合かつ業務の発注予定について十分に周知徹底が図られている場合には5日程度の短縮が可能。

** 行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。

4－2．手続き開始の公示、説明書

通常の簡易公募型プロポーザル方式（拡大）の公示、説明書に対して、冒頭に、本業務が「国土交通省登録技術者資格（公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年11月28日付け国土交通省告示第1107号）に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格）」活用の対象業務であることを明記する。

<公示、説明書への記載例>

○なお、本業務は「国土交通省登録技術者資格（公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年11月28日付け国土交通省告示第1107号）に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格）」活用の対象業務である。

4－3．応募要件（企画提案書の提出者として選定されるために必要な要件）

1）応募要件

項目				応募要件
要件	参加表明者 (企業)	基本的要素	単体企業	予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。 （平成27・28年度競争参加資格審査申請の定期受付において平成27年1月30日までに申請を行い受理されている者で、）中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における土木関係建設コンサルタント業務に係る平成27・28年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を（平成27年4月1日時点において）受けていること。 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
			設計共同体	単体企業の条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成27年〇月〇〇日付け中部地方整備局長）に示すところにより中部地方整備局長から平成27年度 〇〇〇業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を受けている（又は申請を行っている）こと。 なお、設計共同体で参加する場合、管理技術者は設計共同体の代表者から配置されていること。
		業務実施体制に関する要件		参加表明書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。 ①再委託の内容が、主たる部分の場合 ②業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合 ③設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施するこ

			ととしている場合
		業務実績に関する要件	平成 17 年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（平成 26 年度完了予定も対象に含む）において、1 件以上の実績を有していること。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 60 点未満の業務は実績として認めない。 なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。 ただし、再委託等により行ったものは実績として認めない。 ・同種業務：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○に関する業務 ・類似業務：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○に関する業務
	配置予定管理技術者	資格に関する要件 ※業務の内容に応じて資格を設定する。	以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。 a) 技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目、又は、建設部門) b) 博士(工学)、博士(理学)、博士(学術)(専門分野:○○に関する研究)【研究業務等高度な技術検討や学識的見識を要する場合に設定する。】 c)国土交通省登録技術者資格※(施設分野:○○－業務:○○)【当該業務について、「技術者資格登録簿」の「資格が対象とする区分」の「施設分野－業務」に該当があり、かつ、「知識を求める者」として管理技術者に係る資格の記載がある場合】 d)RCCM(国土交通省登録技術者資格※に登録された部門を除く) e)地質調査技士【現場作業のある調査業務において設定】 f) 土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級)(国土交通省登録技術者資格※に登録された部門を除く) g) コンクリート診断士【コンクリート構造物の維持・修繕において設定】 h) 土木鋼構造診断士【鋼構造物の維持・修繕において設定】 ※d～h 等の業務内容に応じた民間資格の設定に際しては、国土交通省登録技術者資格※の適用の有無を確認し、重複した記載とならないよう留意する。
		業務実績に関する要件	平成 17 年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（平成 26 年度完了予定も対象に含む）において、1 件以上の実績を有していること。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 60 点未満の業務は実績として認めない。 業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種又は類似業務として認める。なお、照査技術者としての実績は認めない。 ・同種業務：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○に関する業務 ・類似業務：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○に関する業務
		手持ち業務量に関する要件	平成 27 年 4 月 1 日(平成 27 年 4 月 2 日以降に公示を行った業

		務については、当該公示日）現在の全ての手持ち業務（本業務は含まない。特定後未契約のものを含む。）の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者であること。 なお、管理技術者として予決令85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務を手持ち業務として有する場合には、契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満である者でなければならない。 なお、手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。
	企画提案書に関する要件	①実施方針 ②業務実施体制 ③特定テーマ 本業務において企画提案を求める特定テーマは、以下に示す事項である。 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
応募要件の有無		上記の要件を全て満足すること。

○「国土交通省登録技術者資格※」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年11月28日付け国土交通省告示第1107号）に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。（官報告示及び国土交通省ホームページにおいて公表）

※応募要件として、配置予定担当技術者の資格に関する要件を設定することができる。

2) 応募要件の補足説明

① 参加表明者の業務実績に関する要件

・同種業務：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○に関する業務 ・類似業務：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○に関する業務 ※同種・類似業務を「○○及び△△」等とした場合は、同一業務での実績のみ認めるのか、同一業務の実績でなくても良いのかを明記する。 例：○○及び△△に関する業務（同一業務でなくても良い）

② 配置予定管理技術者の資格に関する要件

配置予定管理技術者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。なお、外国資格を有する技術者（我が国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（土地・建設産業局建設市場整備課）を受けている必要がある。

また、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定を受けるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

■砂防(施設分野:砂防設備、地すべり防止施設—業務:診断)

配置予定管理技術者については、以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

- ① 技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目、又は、建設部門)
- ② 博士(工学)、博士(理学)、博士(学術)、博士(農学)(専門分野:砂防に関する研究)
- ③ 国土交通省登録技術者資格※(施設分野:砂防設備、地すべり防止施設—業務:診断)(巻末【参考】国土交通省登録技術者資格(編集版)を参照)
- ④ RCCM(国土交通省登録技術者資格※に登録された部門を除く)
- ⑤ 土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級)(国土交通省登録技術者資格※に登録された部門を除く)
- ⑥ コンクリート診断士【コンクリート構造物の維持・修繕において設定】
- ⑦ 土木鋼構造診断士【鋼構造物の維持・修繕において設定】
- ⑧ 一級土木施工管理技士
- ⑨ 河川管理支援士

※⑥⑦の資格については、診断対象施設として、コンクリート構造物と鋼構造物の両方が混在する場合は、⑥⑦双方の資格を有していなければならない。

○「国土交通省登録技術者資格※」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程(平成26年11月28日付け国土交通省告示第1107号)に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。(官報告示及び国土交通省ホームページにおいて公表)

③ 配置予定管理技術者の業務実績に関する要件

- ・同種業務：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○に関する業務
- ・類似業務：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○に関する業務

※同種・類似業務を「○○及び△△」等とした場合は、同一業務での実績のみ認めるのか、同一業務の実績でなくても良いのかを明記する。

例：○○及び△△に関する業務(同一業務でなくても良い)

④ 企画提案書に関する要件

○特定テーマは1テーマを標準とし、業務の内容に応じて追加設定することができる。

○企画提案書については、実施方針、業務実施体制はそれぞれA4判1枚以内とし、特定テーマは、1テーマにつきA4判1枚以内【特定テーマに応じてA4判2枚以内とすることができる】とする。必要な場合は、特定テーマの提案内容の根拠等を説明できる資料を補足資料として添付することを認める。なお、補足資料は評価の対象としない。

4－4．企画提案書提出者の選定要件

企画提案書の提出者は、応募要件を満たす全ての者を選定する。

4-5. 企画提案書を特定するための評価基準

1) プロポーザル方式の標準配点のイメージ

各対象業務における評価項目、標準配点は下記のとおりとする。

- ① 「技術者資格登録簿」の区分に**管理技術者及び担当技術者の記載**がある（今回は参考）
- ② 「技術者資格登録簿」の区分に**管理技術者のみ記載**がある（砂防が該当）
- ③ 「技術者資格登録簿」の区分に**担当技術者のみ記載**がある（今回は参考）

評価項目		標準配点				
			①	②	③	
基本事項評価 (企業)	業務実績	同種・類似業務		5	5	5
	企業信頼度 (文書注意等の措置)	該当無し		0	0	0
		文書注意措置後1ヶ月		-2	-2	-2
		口頭注意措置後1ヶ月		-1	-1	-1
	合計			5	5	5
基本事項評価 (技術者)	管理技術者	資格(1)	技術士、博士	-	-	5
			RCCM等	-	-	3
		資格(2)	技術士、博士	5	5	-
			国土交通省 登録技術者資格※	3	3	-
			上記以外	1	1	-
		業務実績	同種・類似業務	10	10	10
	担当技術者	資格	技術士、博士	3	-	3
			国土交通省 登録技術者資格※		-	
			上記以外	1	-	1
			合計			18
	企画提案書	実施方針		10	10	10
		業務実施体制		5	5	5
特定テーマ		50	50	50		
合計			65	65	65	
ヒアリング	技術者としての基本的な技術力		10	10	10	
	企画提案書の内容に関する知識		10	10	10	
	合計			20	20	20
総計				108	105	108

※特定テーマ数を追加しても、企画提案書評価（特定テーマ）の配点の合計（50点）は変更しない。

※地域精通度などの追加項目の評価をする時は、標準配点に追加項目の配点分だけ加える。

※「国土交通省登録技術者資格※」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年11月28日付け国土交通省告示第1107号）に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。（官報告示及び国土交通省ホームページにおいて公表）

2) 技術者資格の評価の考え方

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成 26 年 11 月 28 日付国土交通省告示第 1107 号、以下「登録規程」という。）に基づく登録制度が創設されたことを踏まえ、技術者資格の評価については、登録規程に基づく公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿（以下「技術者資格登録簿」という。）を確認し、当該業務に該当するものを適用するものとする。

3) 評価基準

① 「技術者資格登録簿」の区分に**管理技術者及び担当技術者の記載**がある（今回は参考）

評価項目	評価の着目点			配点
	判断基準			
基本事項 (企業)	業務実績	平成 17 年度に完了した同種又は類似業務の実績（平成 26 年度完了予定も対象を含む）	提出された 3 件の同種又は類似業務の実績について、業務実績の内容、本業務との関連性等を勘案し 5 段階で評価する。	① 5 ② 3 ③ 2 ④ 1 ⑤ 0
			【同種業務のみを設定した場合】 提出された 3 件の同種業務の実績について、業務実績の内容、本業務との関連性等を勘案し 3 段階で評価する。	① 5 ② 3 ③ 0
	企業信頼度（文書注意等の措置）	企画提案書提出日において以下の期間内である場合、評価点を減じるものとする。 なお、中部地方整備局発注の建設コンサルタント業務等に係る措置に限る。 ① 該当なし ② 文書注意措置後 1 ヶ月 ③ 口頭注意措置後 1 ヶ月		① 0 ② -2 ③ -1
	合計			5
基本事項 (技術者)	管理技術者	資格 ※業務の内容に応じて評価基準を設定する	下記の順位で評価することを標準とする。 ① 技術士、博士 ② 国土交通省登録技術者資格※ ③ 上記以外の応募要件として設定した資格	① 5 ② 3 ③ 1
		業務実績 平成 17 年度に完了した同種又は類似業務の実績（平成 26 年度完了予定も対象を含む）	提出された 3 件の同種又は類似業務の実績について、業務実績の内容、本業務との関連性等を勘案し 5 段階で評価する。	① 10 ② 6 ③ 4 ④ 2 ⑤ 0
			【同種業務のみを設定した場合】 提出された 3 件の同種業務の実績について、業務実績の内容、本業務との関連性等を勘案し 3 段階で評価する。	① 10 ② 6 ③ 0
	担当技術者	資格 ※業務の内容に応じて評価基準を設定する	下記の評価順位は、①と②は同位とし、③を次位とすることを標準とする。 ※複数の予定担当技術者が申請された場合は、申請された全ての予定担当技術者の評価点の平均値とする。 ① 技術士、博士 ② 国土交通省登録技術者資格※ ③ 上記以外の応募要件として設定した資格	

	合計		18
企画提案書	実施方針	実施方針（工程表や業務フロー等を含む）について、業務の内容、目的を理解し、業務成果の品質向上に資する提案や業務実施方針の妥当性が高い場合に優位に評価する。 （着目点） ・目的、条件、内容の理解度 ・業務実施手順を示す実施フロー及び工程表の妥当性 ・業務実施上の課題や留意点の明確さと、その対応策についての記載内容の適切性 ・業務成果の品質向上に関する記載内容の適切性	10
	業務実施体制	実施体制について、業務を遂行する上で適切な体制が確保されている場合や業務経験者や専門技術者を配置している場合に優位に評価する。 （着目点） ・業務を遂行する上で確保される実施体制の適切性 ・業務の経験者や専門技術者を配置 ・ミス防止体制の記載内容の妥当性 ・セキュリティ及びコンプライアンス対策についての記載内容の妥当性 ・業務を遂行する上での工夫点の妥当性	5
	特定テーマ ○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○	特定テーマについて、業務の課題・留意点等を十分に理解しており、提案内容が的確かつ実現性が高い場合や独創的な提案の場合に優位に評価する。 （着目点） ・業務の特性や地形、環境、地域特性などの与条件を十分理解しており、問題点、課題、留意点等が明確に示されている。 ・課題、留意点に対して既往検討成果や関連技術、関連する技術基準等の最新の技術的知見に基づく解析手法、検討手法の提案がある。 ・業務の特性や難易度に応じた高度かつ適切な解析手法、検討手法の提案がある。 ・工学的知見に基づく前例のないような提案や独創的な解析手法、検討手法の提案がある。	50
	合計		65
ヒアリング	技術者としての基本的な技術力	業務内容を実施するために必要となる専門技術力及び業務に関連する専門技術の知識が確認できる場合に優位に評価 （着目点） ・技術者自身の業務実績に自ら主体的に携わったことが認められる。 ・業務実施上の課題や留意点を把握している。 ・業務に関連する技術的知識の保有が確認できる。 ・業務経験が豊富であると同える。等	10
	企画提案書の内容に関する知識	業務の目的、内容を十分理解し、取り組み意欲が高い場合や企画提案内容の理解度が確認できる場合に優位に評価	10

		(着目点) ・業務の目的、内容又は企画提案（実施方針、特定テーマ等）の内容を把握しており、すべての質問に対して適切な回答がある。 ・企画提案の内容について、技術的根拠に基づき説明できる。 ・業務に関連する技術基準、指針、事例等の最新の情報に関し、知識を保有している。 ・企画提案の内容に関し、的確な補足説明がある。 等	
	合計		20
参考見積	業務コストの妥当性	参考見積価格が、提示した業務規模と大きくかけ離れているか、または提案内容に対して見積が不適切な場合には、特定しない。 参考見積（様式自由）の提出がない場合は、提案された企画提案内容の業務規模等が判断できないため提案を無効とし、特定しない。	—
総計			108

- 「国土交通省登録技術者資格※」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成 26 年 11 月 28 日付け国土交通省告示第 1107 号）に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。（官報告示及び国土交通省ホームページにおいて公表）

- ② 「技術者資格登録簿」の区分に**管理技術者のみ記載**がある
(砂防（施設分野：砂防施設、地すべり防止施設－業務：診断）

評価項目	評価の着目点			配点
	判断基準			
基本事項 (企業)	業務実績	平成 17 年度に完了した同種又は類似業務の実績（平成 26 年度完了予定も対象を含む）	提出された 3 件の同種又は類似業務の実績について、業務実績の内容、本業務との関連性等を勘案し 5 段階で評価する。	① 5 ② 3 ③ 2 ④ 1 ⑤ 0
			【同種業務のみを設定した場合】 提出された 3 件の同種業務の実績について、業務実績の内容、本業務との関連性等を勘案し 3 段階で評価する。	① 5 ② 3 ③ 0
	企業信頼度（文書注意等の措置）		企画提案書提出日において以下の期間内である場合、評価点を減じるものとする。 なお、中部地方整備局発注の建設コンサルタント業務等に係る措置に限る。 ① 該当なし ② 文書注意措置後 1 ヶ月 ③ 口頭注意措置後 1 ヶ月	① 0 ② -2 ③ -1
	合計			5
基本事項 (技術者)	管理技術者	資格	下記の順位で評価することを標準とする。 ① 技術士、博士 ② 国土交通省登録技術者資格※ ③ 上記以外の応募要件として設定した資格	① 5 ② 3 ③ 1
		業務実績 平成 17 年度に完了した同種又は類似業務の実績（平成 26 年度完了予定も対象を含む）	提出された 3 件の同種又は類似業務の実績について、業務実績の内容、本業務との関連性等を勘案し 5 段階で評価する。	① 10 ② 6 ③ 4 ④ 2 ⑤ 0
			【同種業務のみを設定した場合】 提出された 3 件の同種業務の実績について、業務実績の内容、本業務との関連性等を勘案し 3 段階で評価する。	① 10 ② 6 ③ 0
	合計			15
企画提案書	実施方針		実施方針（工程表や業務フロー等を含む）について、業務の内容、目的を理解し、業務成果の品質向上に資する提案や業務実施方針の妥当性が高い場合に優位に評価する。 （着目点） ・目的、条件、内容の理解度 ・業務実施手順を示す実施フロー及び工程表の妥当性 ・業務実施上の課題や留意点の明確さと、その対応策についての記載内容の適切性 ・業務成果の品質向上に関する記載内容の適切性	10
	業務実施体制		実施体制について、業務を遂行する上で適切な体制が確保されている場合や業務経験者や専門技術者を配置している場合に優位に評価する。 （着目点）	5

		・業務を遂行する上で確保される実施体制の適切性 ・業務の経験者や専門技術者を配置 ・ミス防止体制の記載内容の妥当性 ・セキュリティ及びコンプライアンス対策についての記載内容の妥当性 ・業務を遂行する上での工夫点の妥当性	
	特定テーマ ○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○	特定テーマについて、業務の課題・留意点等を十分に理解しており、提案内容が的確かつ実現性が高い場合や独創的な提案の場合に優位に評価する。 (着目点) ・業務の特性や地形、環境、地域特性などの与条件を十分理解しており、問題点、課題、留意点等が明確に示されている。 ・課題、留意点に対して既往検討成果や関連技術、関連する技術基準等の最新の技術的知見に基づく解析手法、検討手法の提案がある。 ・業務の特性や難易度に応じた高度かつ適切な解析手法、検討手法の提案がある。 ・工学的知見に基づく前例のないような提案や独創的な解析手法、検討手法の提案がある。	50
	合計		65
ヒアリング	技術者としての基本的な技術力	業務内容を実施するために必要となる専門技術力及び業務に関連する専門技術の知識が確認できる場合に優位に評価 (着目点) ・技術者自身の業務実績に自ら主体的に携わったことが認められる。 ・業務実施上の課題や留意点を把握している。 ・業務に関連する技術的知識の保有が確認できる。 ・業務経験が豊富であると同える。等	10
	企画提案書の内容に関する知識	業務の目的、内容を十分理解し、取り組み意欲が高い場合や企画提案内容の理解度が確認できる場合に優位に評価 (着目点) ・業務の目的、内容又は企画提案（実施方針、特定テーマ等）の内容を把握しており、すべての質問に対して適切な回答がある。 ・企画提案の内容について、技術的根拠に基づき説明できる。 ・業務に関連する技術基準、指針、事例等の最新の情報に関し、知識を保有している。 ・企画提案の内容に関し、的確な補足説明がある。等	10
	合計		20
参考見積	業務コストの妥当性	参考見積価格が、提示した業務規模と大きくかけ離れているか、または提案内容に対して見積が不適切な場合には、特定しない。 参考見積（様式自由）の提出がない場合は、提案された企画提案内容の業務規模等が判断でき	—

		ないため提案を無効とし、特定しない。	
総計			105

- 「国土交通省登録技術者資格※」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成 26 年 11 月 28 日付け国土交通省告示第 1107 号）に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。（官報告示及び国土交通省ホームページにおいて公表）

③ 「技術者資格登録簿」の区分に**担当技術者のみ記載**がある（今回は参考）

評価項目	評価の着目点			配点
	判断基準			
基本事項 (企業)	業務実績	平成 17 年度に完了した同種又は類似業務の実績（平成 26 年度完了予定も対象を含む）	提出された 3 件の同種又は類似業務の実績について、業務実績の内容、本業務との関連性等を勘案し 5 段階で評価する。	① 5 ② 3 ③ 2 ④ 1 ⑤ 0
			【同種業務のみを設定した場合】 提出された 3 件の同種業務の実績について、業務実績の内容、本業務との関連性等を勘案し 3 段階で評価する。	① 5 ② 3 ③ 0
	企業信頼度（文書注意等の措置）		企画提案書提出日において以下の期間内である場合、評価点を減じるものとする。 なお、中部地方整備局発注の建設コンサルタント業務等に係る措置に限る。 ① 該当なし ② 文書注意措置後 1 ヶ月 ③ 口頭注意措置後 1 ヶ月	① 0 ② -2 ③ -1
	合計			5
基本事項 (技術者)	管理技術者	資格	下記の順位で評価する。 ① 技術士、博士 ② R C C M等（①以外の応募要件として設定した資格）	① 5 ② 3
		業務実績 平成 17 年度に完了した同種又は類似業務の実績（平成 26 年度完了予定も対象を含む）	提出された 3 件の同種又は類似業務の実績について、業務実績の内容、本業務との関連性等を勘案し 5 段階で評価する。	① 10 ② 6 ③ 4 ④ 2 ⑤ 0
			【同種業務のみを設定した場合】 提出された 3 件の同種業務の実績について、業務実績の内容、本業務との関連性等を勘案し 3 段階で評価する。	① 10 ② 6 ③ 0
	担当技術者	資格	下記の評価順位は、①と②は同位とし、③を次位とすることを標準とする。 ※複数の予定担当技術者が申請された場合は、申請された全ての予定担当技術者の評価点の平均値とする。 ① 技術士、博士 ② 国土交通省登録技術者資格※ ③ 上記以外の応募要件として設定した資格	①② 3 ③ 1
	合計			18
企画提案書	実施方針		実施方針（工程表や業務フロー等を含む）について、業務の内容、目的を理解し、業務成果の品質向上に資する提案や業務実施方針の妥当性が高い場合に優位に評価する。 (着目点) ・目的、条件、内容の理解度 ・業務実施手順を示す実施フロー及び工程表の妥当性 ・業務実施上の課題や留意点の明確さと、その	10

		対応策についての記載内容の適切性 ・業務成果の品質向上に関する記載内容の適切性	
	業務実施体制	実施体制について、業務を遂行する上で適切な体制が確保されている場合や業務経験者や専門技術者を配置している場合に優位に評価する。 (着目点) ・業務を遂行する上で確保される実施体制の適切性 ・業務の経験者や専門技術者を配置 ・ミス防止体制の記載内容の妥当性 ・セキュリティ及びコンプライアンス対策についての記載内容の妥当性 ・業務を遂行する上での工夫点の妥当性	5
	特定テーマ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○	特定テーマについて、業務の課題・留意点等を十分に理解しており、提案内容が的確かつ実現性が高い場合や独創的な提案の場合に優位に評価する。 (着目点) ・業務の特性や地形、環境、地域特性などの与条件を十分理解しており、問題点、課題、留意点等が明確に示されている。 ・課題、留意点に対して既往検討成果や関連技術、関連する技術基準等の最新の技術的知見に基づく解析手法、検討手法の提案がある。 ・業務の特性や難易度に応じた高度かつ適切な解析手法、検討手法の提案がある。 ・工学的知見に基づく前例のないような提案や独創的な解析手法、検討手法の提案がある。	50
	合計		65
ヒアリング	技術者としての基本的な技術力	業務内容を実施するために必要となる専門技術力及び業務に関連する専門技術の知識が確認できる場合に優位に評価 (着目点) ・技術者自身の業務実績に自ら主体的に携わったことが認められる。 ・業務実施上の課題や留意点を把握している。 ・業務に関連する技術的知識の保有が確認できる。 ・業務経験が豊富であるといえる。等	10
	企画提案書の内容に関する知識	業務の目的、内容を十分理解し、取り組み意欲が高い場合や企画提案内容の理解度が確認できる場合に優位に評価 (着目点) ・業務の目的、内容又は企画提案（実施方針、特定テーマ等）の内容を把握しており、すべての質問に対して適切な回答がある。 ・企画提案の内容について、技術的根拠に基づき説明できる。 ・業務に関連する技術基準、指針、事例等の最新の情報に関し、知識を保有している。 ・企画提案の内容に関し、的確な補足説明が	10

		ある。 等	
	合計		20
参考見積	業務コストの妥当性	参考見積価格が、提示した業務規模と大きくかけ離れているか、または提案内容に対して見積が不適切な場合には、特定しない。 参考見積（様式自由）の提出がない場合は、提案された企画提案内容の業務規模等が判断できないため提案を無効とし、特定しない。	—
総計			108

○「国土交通省登録技術者資格※」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成 26 年 11 月 28 日付け国土交通省告示第 1107 号）に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。（官報告示及び国土交通省ホームページにおいて公表）

4) 評価基準の補足説明

①基本事項（技術者）

(1)資格に関する要件

■「技術者資格登録簿」の区分に**管理技術者及び担当技術者の記載**がある（今回は参考）

i. 配置予定管理技術者

配点	判断基準
5	技術士(総合技術監理部門：建設部門関連科目、又は、建設部門) 博士（工学）、博士（理学）、博士（学術）（専門分野：〇〇に関する研究）
3	国土交通省登録技術者資格※（施設分野：〇〇－業務：〇〇）
1	上記以外の応募要件として設定した資格

ii. 配置予定担当技術者

※複数の予定担当技術者が申請された場合は、申請された全ての予定担当技術者の評価点の平均値とする。

配点	判断基準
3	技術士(総合技術監理部門：建設部門関連科目、又は、建設部門) 博士（工学）、博士（理学）、博士（学術）（専門分野：〇〇に関する研究） 国土交通省登録技術者資格※（施設分野：〇〇－業務：〇〇）
1	上記以外の応募要件として設定した資格

■「技術者資格登録簿」の区分に**管理技術者のみ記載**がある
（砂防（施設分野：砂防設備、地すべり防止施設－業務：診断））

i. 配置予定管理技術者

配点	判断基準
5	技術士(総合技術監理部門：建設部門関連科目、又は、建設部門) 博士（工学）、博士（理学）、博士（学術）、 博士（農学） （専門分野：砂防に関する研究）
3	国土交通省登録技術者資格※（施設分野：砂防設備、地すべり防止施設－業務：診断）
1	上記以外の応募要件として設定した資格

■「技術者資格登録簿」の区分に**担当技術者のみ記載**がある（今回は参考）

i. 配置予定管理技術者

配点	判断基準
5	技術士(総合技術監理部門：建設部門関連科目、又は、建設部門) 博士（工学）、博士（理学）、博士（学術）（専門分野：〇〇に関する研究）
3	RCCM 土木学会認定技術者【特別上級、上級、1級】 上記以外の応募要件として設定した資格

ii. 配置予定担当技術者

※複数の予定担当技術者が申請された場合は、申請された全ての予定担当技術者の評価点の平均値とする。

配点	判断基準
3	技術士(総合技術監理部門：建設部門関連科目、又は、建設部門) 博士(工学)、博士(理学)、博士(学術)(専門分野：〇〇に関する研究) 国土交通省登録技術者資格※(施設分野：〇〇ー業務：〇〇)
1	上記以外の応募要件として設定した資格

- 「国土交通省登録技術者資格※」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程(平成26年11月28日付け国土交通省告示第1107号)に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。(官報告示及び国土交通省ホームページにおいて公表)

② 企画提案書の非特定事項

企画提案書の記載内容において次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は特定しない。

- (1) 内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない。
- (2) 業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている。
- (3) 実施方針と特定テーマの企画提案に矛盾等があり、整合性が図られていない。
- (4) 実施方針と業務実施体制のいずれかが0点の場合
- (5) 原則として、企画提案の評価(基本事項(企業)、基本事項(技術者)、企画提案書)において満点の60%に満たない評価値の場合。

③ ヒアリングに関する要件

■ヒアリング

ヒアリングについては、基本事項の確認のみとし、選定した全ての者を対象として実施するものとする。

■ヒアリングの非特定事項

ヒアリングでの聞き取り内容が次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は特定しない。

- (1) 技術者自身の業務実績について説明できない等自ら主体的に携わったことが認められない。
- (2) 本業務の目的、内容又は企画提案の内容を理解していない。
- (3) 質問に対する回答が全くない、若しくは回答が著しく不適切。

④ 業務規模(参考見積)に関する要件

原則として、参考業務規模を設定し、次の項目に基づき参考見積を特定要件として設定する。

(1) 業務量の目安

- ・本業務の参考業務規模は〇〇百万円(税抜き)程度を想定している。
- ・なお、本業務のその他経費の割合及び業務価格に占める一般管理費等の割合については、 $\alpha = \text{〇〇}\%$ 、 $\beta = \text{〇〇}\%$ とする。

(2)参考見積

- ・本業務に係る参考見積を提出すること。
- ・なお、積算の参考とするため、特定者には再度見積を依頼する。
- ・記載様式は特に定めないが、A4判1枚に記載する。

4－6．ヒアリングの考え方

1) ヒアリングの考え方

ヒアリングの期間は、原則として2～3日の幅をもって設定し、説明書にその旨を明記する。
企画提案書提出者の出席者については、説明書等に明記し、明記した者以外の出席は認めない。

2) ヒアリングの実施体制

ヒアリングの実施体制は以下を基本とする。

		ヒアリング出席予定者及び評価者
企画提案書 提 出 者	担当技術者の 要件がある	・配置予定管理技術者 ・設定した全ての配置予定担当技術者
	担当技術者の 要件がない	・配置予定管理技術者 ※配置予定担当技術者等の同席を認めない
発注者	事務所	以下の中から3名を選出し評価を行う。 ・所長、副所長又は副所長相当 ・発注業務担当課の課長又は課長相当 ・発注業務担当課以外の技術系課長又は課長相当 また、以下のものが同席する。 ・建設コンサルタント選定委員会の委員（1名以上）

3) ヒアリングの実施方法

- ① ヒアリングは、説明書で明示した日程で実施する。
- ② ヒアリングは、基本事項の確認のみとし、選定した全ての者を対象に実施するものとする。
- ③ 要件で、担当技術者又は照査技術者を求めた場合は原則として管理技術者に加えて、設定した全ての技術者を対象にヒアリングを実施する。
- ④ 応募要件の確認及び基本要素については管理技術者を対象に確認・評価を行う。
- ⑤ 但し、担当技術者又は照査技術者に応募要件を設定した場合は、併せて対象として確認・評価を行う。
- ⑥ 加点要素については、出席した技術者を総合して確認・評価する。

4－7．評価内容の担保

1) 企画提案の特記仕様書への反映

プロポーザル方式で特定された企画提案書の内容については、当該業務の特記仕様書に適切に反映するものとする。

反映する内容としては、例えば以下のようなものが挙げられる。

- ・特定した企画提案において、他者と比較して優位であった内容
- ・特定した企画提案に記載された既存検討項目に関する具体的な調査手法、新技術等
- ・特定された企画提案に記載された既存検討項目に記載されていない新たな追加検討項目

また、プロポーザル方式の手続きを行う際に添付する特記仕様書案については、特定後に企画提案を反映しやすいように、特に企画提案を受ける項目について、特記仕様書の記載方法を工夫するものとする。

2) 反映内容の担保

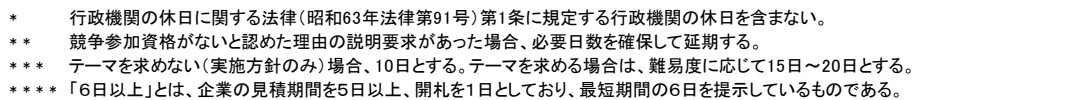
特記仕様書に反映された企画提案書の内容が受注者の責により実施されなかった場合は、契約書に基づき修補を請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

また、業務成績評定の減点対象とする。

(特記仕様書案の記載例)

なお、具体的な手法については、プロポーザル方式の手続きにおいて提出された企画提案の内容を受けて決定するものとする。

※特定テーマを設定し
ていないため 10 日



5－2．手続き開始の公告、入札説明書

通常の簡易公募型プロポーザル方式（拡大）の公示、説明書に対して、冒頭に、本業務が「国土交通省登録技術者資格（公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成 26 年 11 月 28 日付け国土交通省告示第 1107 号）に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格）」活用の対象業務であることを明記する。

<公示、説明書への記載例>

○なお、本業務は「国土交通省登録技術者資格（公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成 26 年 11 月 28 日付け国土交通省告示第 1107 号）に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格）」活用の対象業務である。

5－3．競争参加資格要件

1) 競争参加資格要件

項目				応募要件
要件	入札参加希望者（企業）	基本的要素	単体企業	予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者であること。 （平成 27・28 年度競争参加資格審査申請の定期受付において平成 27 年 1 月 30 日までに申請を行い受理されている者で、）中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における土木関係建設コンサルタント業務に係る平成 27・28 年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を（平成 27 年 4 月 1 日時点において）受けていること。 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
			設計共同体	単体企業の条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成 27 年〇月〇〇日付け中部地方整備局長）に示すところにより中部地方整備局長から平成 27 年度 〇〇〇業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を受けている（又は申請を行っている）こと。 なお、設計共同体で参加する場合、管理技術者は設計共同体の代表者から配置されていること。
		業務実施体制に関する要件		
				参加表明書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。 ①再委託の内容が、主たる部分の場合 ②業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合 ③設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化さ

			れ過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合
		業務実績に関する要件	平成 17 年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（平成 26 年度完了予定も対象に含む）において、1 件以上の実績を有していること。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 60 点未満の業務は実績として認めない。 なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。 ただし、再委託等により行ったものは実績として認めない。 ・同種業務：○○○○○○○○○○○○○○○に関する業務 ・類似業務：○○○○○○○○○○○○○○○に関する業務
		業務拠点に関する要件 (必要に応じて設定)	○○県内に営業拠点等を有するものでなければならない。 又は 中部地方整備局管内に営業拠点等を有するものでなければならない。 ※営業拠点等とは、技術者が 1 名以上常駐する本社(店)、支社(店) 又は営業所等をいう。
	配置予定管理 技術者	資格に関する要件 ※業務の内容に応じて資格を設定する	以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。 a) 技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目、又は、建設部門) b) 博士(工学)、博士(理学)、博士(学術)(専門分野:○○に関する研究)【研究業務等高度な技術検討や学識的見識を要する場合に設定する。】 c)国土交通省登録技術者資格※(施設分野:○○ー業務:○○)【当該業務について、「技術者資格登録簿」の「資格が対象とする区分」の「施設分野ー業務」に該当があり、かつ、「知識を求める者」として管理技術者に係る資格の記載がある場合】 d)RCCM(国土交通省登録技術者資格※に登録された部門を除く) e)地質調査技士【現場作業のある調査業務において設定】 f) 土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級)(国土交通省登録技術者資格※に登録された部門を除く) g) コンクリート診断士【コンクリート構造物の維持・修繕において設定】 h) 土木鋼構造診断士【鋼構造物の維持・修繕において設定】 ※d～h 等の業務内容に応じた民間資格の設定に際しては、国土交通省登録技術者資格の適用の有無を確認し、重複した記載とならないよう留意する。
		業務実績に関する要件	平成 17 年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（平成 26 年度完了予定も対象に含む）において、1 件以上の実績を有していること。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 60 点未満の業務は実績として認めない。 業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種又は類似業務として認める。 なお、照査技術者としての実績は認めない。

②入札参加希望者の業務実績に関する要件

- ・同種業務：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○に関する業務
- ・類似業務：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○に関する業務

※同種・類似業務を「○○及び△△」等とした場合は、同一業務での実績のみ認めるのか、同一業務の実績でなくても良いのかを明記する。

例：○○及び△△に関する業務（同一業務でなくても良い）

③業務拠点に関する要件

【ガイドライン】

次に該当する場合は、競争参加資格要件として設定することが出来る。

①業務執行上等の理由から品質向上等に寄与することが想定され、本要件を含め競争参加資格要件を満たす者が30者程度以上確保できる場合

②本要件以外の競争参加資格要件を著しく多数の者が満たすことが想定される場合

(1) ○○県内（又は○○事務所管内）に営業拠点等を有するものでなければならない。
なお、地域を限定することが出来ない場合は次の要件とする。

(2) 中部地方整備局管内に営業拠点等を有するものでなければならない。

※営業拠点等とは、技術者が1名以上常駐する本社(店)、支社(店)又は営業所等をいう。

施設分野		業務	業務拠点に関する要件
砂防	砂防施設	点検・診断	中部地方整備局管内を標準とする。
	地すべり防止施設		
道路	橋梁（鋼橋、コンクリート橋）	点検	中部地方整備局管内を標準とする。
		診断	
	トンネル	点検	
		診断	

④配置予定管理技術者の資格に関する要件

配置予定管理技術者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。なお、外国資格を有する技術者（我が国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（土地・建設産業局建設市場整備課）を受けている必要がある。

また、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定を受けるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

■砂防(施設分野:砂防設備、地すべり防止施設—業務:点検)

配置予定管理技術者については、以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

- ① 技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目、又は、建設部門)
- ② 博士(工学)、博士(理学)、博士(学術)、博士(農学)(専門分野:砂防に関する研究)
- ③ 国土交通省登録技術者資格※(施設分野:砂防設備、地すべり防止施設—業務:点検)(巻末【参考】国土交通省登録技術者資格(編集版)を参照)
- ④ RCCM(国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く)
- ⑤ 土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級)(国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く)
- ⑥ コンクリート診断士【コンクリート構造物の維持・修繕において設定】
- ⑦ 土木鋼構造診断士【鋼構造物の維持・修繕において設定】
- ⑧ 一級土木施工管理技士
- ⑨ 河川管理支援士

※⑥⑦の資格については、点検対象施設として、コンクリート構造物と鋼構造物の両方が混在する場合は、⑥⑦双方の資格を有していなければならない。

■道路(施設分野:橋梁(鋼橋)、橋梁(コンクリート橋)—業務:点検、診断)

配置予定管理技術者については、以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

- ① 技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目、又は、建設部門)
- ② RCCM
- ③ 土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級)
- ④ コンクリート診断士【コンクリート橋の点検、診断に限る】
- ⑤ 土木鋼構造診断士【鋼橋の点検、診断に限る】

※④⑤の資格については、点検、診断対象施設として、コンクリート構造物と鋼構造物の両方が混在する場合は、④⑤双方の資格を有していなければならない。

■道路(施設分野:トンネル—業務:点検、診断)

配置予定管理技術者については、以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

- ① 技術士(総合技術監理部門:建設部門(トンネル)、又は、建設部門(トンネル))
- ② RCCM(トンネル)

⑤配置予定管理技術者の業務実績に関する要件

- ・同種業務:○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○に関する業務
- ・類似業務:○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○に関する業務

※同種・類似業務を「○○及び△△」等とした場合は、同一業務での実績のみ認めるのか、同一業務の実績でなくても良いのかを明記する。

例:○○及び△△に関する業務(同一業務でなくても良い)

⑥配置予定管理技術者の業務実績に関する要件

- ・同種業務：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○に関する業務
- ・類似業務：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○に関する業務

※同種・類似業務を「○○及び△△」等とした場合は、同一業務での実績のみ認めるのか、同一業務の実績でなくても良いのかを明記する。

例：○○及び△△に関する業務（同一業務でなくても良い）

⑦配置予定担当技術者の資格に関する要件

■道路（施設分野：橋梁（鋼橋）、橋梁（コンクリート橋）－業務：点検、診断）

配置予定担当技術者については、以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

- ① 技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目、又は、建設部門）
- ② 国土交通省登録技術者資格※（施設分野：橋梁（鋼橋）、橋梁（コンクリート橋）－業務：点検、診断）（巻末 【参考】国土交通省登録技術者資格（編集版）を参照）
- ③ R C C M（国土交通省登録技術者資格※に登録された部門を除く）
- ④ 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）（国土交通省登録技術者資格※に登録された部門を除く）

■道路（施設分野：トンネル－業務：点検、診断）

配置予定担当技術者については、以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

- ① 技術士（総合技術監理部門：建設部門（トンネル）、又は、建設部門（トンネル））
- ② 国土交通省登録技術者資格※（施設分野：トンネル－業務：点検、診断）（巻末 【参考】国土交通省登録技術者資格（編集版）を参照）

○「国土交通省登録技術者資格※」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成 26 年 11 月 28 日付け国土交通省告示第 1107 号）に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。（官報告示及び国土交通省ホームページにおいて公表）

⑧技術提案書に関する要件

○技術提案書については、実施方針で A 4 判 1 枚以内、業務実施体制で A 4 判 1 枚以内とする。

⑨競争参加資格を与えない要件

技術提案書の記載内容が次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は競争参加資格を与えない。

- ①技術提案書の提出が無い場合や内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない場合。
- ②技術提案書の各様式（実施方針、業務実施体制）の注記に反する記載がされている場合。

5－4．総合評価に関する事項

1) 総合評価の方法

①技術提案等の内容に応じ、次の(1)、(2)、(3)、(4)の評価項目毎に評価を行い、技術点を与える。
なお、技術点の最高得点は60点、最低点数は0点とする。

(1)基本事項評価（企業）

(2)基本事項評価（技術者）

(3)技術提案書

実施方針、業務実施体制

(4)技術提案の履行確実性を評価する場合がある。

技術点の算出方法は、以下のとおりとする。

【技術提案の履行確実性を評価する場合】

技術点合計＝（基本的事項評価点）＋（技術提案評価点）×（履行確実性評価に基づく履行確実性度）

【技術提案の履行確実性を評価しない場合】

技術点合計＝（基本的事項評価点）＋（技術提案評価点）

基本事項評価点＝基本事項評価点（企業）＋基本事項評価点（技術者）

技術提案評価点＝技術提案に係る評価点

履行確実性に関する評価に基づく履行確実性度＝1.00～0

②価格点の評価方法は以下のとおりとする。

価格点＝価格点の配分点×（1－入札価格／予定価格）

なお、価格点の配分点は〇〇点とする。

※価格点は1：1の場合は60点、1：2の場合は30点とする。

③総合評価は、入札者の申込みに係る上記①により得られた技術点と上記②により得られた価格点の合計値（評価値）をもって行う。

5-5. 技術点に関する基準

1) 総合評価落札方式の標準配点のイメージ

各対象業務における評価項目、標準配点は下記のとおりとする。

- ①「技術者資格登録簿」の区分に管理技術者及び担当技術者の記載がある（今回は参考）
- ②「技術者資格登録簿」の区分に管理技術者のみ記載がある（砂防が該当）
- ③「技術者資格登録簿」の区分に担当技術者のみ記載がある（道路が該当）

評価項目		標準配点			
			1:1 又は 1:2 (テーマ、ヒアリング無し)		
			①	②	③ 橋梁 トンネル
基本事項 評価 (企業)	業務実績	同種業務	1	1	1
		類似業務(同種のみ設定の場合は評価しない)	0	0	0
	業務成績	中部地整平均点 76 点以上	4	4	4
		中部地整平均点 74～76 点	3	3	3
		中部地整平均点 72～74 点	2	2	2
		中部地整平均点 60～72 点、 他機関での4年以内の同種・類似有	1	1	1
		中部地整平均点 60 点未満、 他機関での4年以内の同種・類似なし	0	0	0
	業務拠点	(1)競争参加資格要件で営業拠点等の所在地を「中部地方整備局管内」としている場合 ※ 営業拠点等とは、〇〇管内に技術者が 1 名以上常駐する本社(店)、支社(店)又は営業所等 を有していることをいう。			
		事務所管内に営業拠点等を有する	2	2	2
		〇〇県内に営業拠点等を有する。	1	1	1
		中部地方整備局管内に営業拠点等を有 する。	0	0	0
		(2)競争参加資格要件で営業拠点等の所在地を「〇〇県内」としている場合			
		事務所管内に営業拠点等を有する。	2	2	2
		〇〇県内に営業拠点等を有する。	0	0	0
	企業信頼度 (文書注意 等の措置)	該当無し	0	0	0
		文書注意措置後1ヶ月	-2	-2	-2
		口頭注意措置後1ヶ月	-1	-1	-1
	合計		7	7	7
基本事項 評価 (技術者)	管理技術者	資格(1)	技術士	-	3
			RCCM等(上記以外の競争参加資格要件として設定した資格)	-	1
		資格(2)	技術士、博士	3	-
			国土交通省登録技術者資格※	2	-
			上記以外の競争参加資格要件として設定した資格	1	-
		業務実績	同種業務	2	2
			類似業務(同種のみ設定の場合は評価しない)	0	0
		業務成績	中部地整平均点 77 点以上	4	4

			中部地整平均点 75～77 点	3	3	3	
			中部地整平均点 73～75 点	2	2	2	
			中部地整平均点 60～73 点、 他機関での4年以内の同種・類 似有	1	1	1	
			中部地整平均点 60 点未満、 他機関での4年以内の同種・類 似なし	0	0	0	
		技術者信頼度 (優良表彰の 有無)	中部地整の実績	2	2	2	
			中部地整以外の全国レベル	1	1	1	
			無し	0	0	0	
		担当技術者	資格	技術士、博士※1	2	—	2
	国土交通省登録技術者資格※			—		1	
	上記以外の競争参加資格要件 として設定した資格			1	—	1	—
	合計			13	11	13	
	技術 提案書	実施方針		20	22	20	
		業務実施体制		20	20	20	
合計		40	42	40			
総計			60	60	60		

○「国土交通省登録技術者資格※」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成 26 年 11 月 28 日付け国土交通省告示第 1107 号）に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。（官報告示及び国土交通省ホームページにおいて公表）

※1：③橋梁、トンネルについては「博士」は設定しない。

2) 技術者資格の評価の考え方

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成 26 年 11 月 28 日付国土交通省告示第 1107 号、以下「登録規程」という。）に基づく登録制度が創設されたことを踏まえ、技術者資格の評価については、登録規程に基づく公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿（以下「技術者資格登録簿」という。）を確認し、当該業務に該当するものを適用するものとする。

3) 評価基準

①「技術者資格登録簿」の区分に**管理技術者及び担当技術者の記載**がある（今回は参考）

評価項目	評価の着目点	判断基準	配点
基本事項 (企業)	業務実績	平成 17 年度以降に完了した同種又は類似業務の実績（平成 26 年度完了予定も対象に含む）を以下のとおり評価する。 ① 同種業務の実績がある ② 類似業務の実績がある	① 1 ② 0
		【同種業務のみを設定した場合】 平成 17 年度以降に完了した同種又は類似業務の実績（平成 26 年度完了予定も対象に含む）を以下のとおり評価する。 ① 同種業務の実績がある	① 1
	業務成績	平成 22 年度以降（過去 4 年間）の中部地方整備局発注業務における TECRIS の業務分野のうち、該当する業務分野（別表－1 に示す。）に該当する業務成績の平均点を次の順位で評価する。 なお、平成 22 年度以降に中部地方整備局発注業務における TECRIS の該当業務分野において該当する業務の平均点が 60 点未満の場合及び平成 22 年度以降に中部地方整備局発注業務における TECRIS の該当業務分野において該当する業務の受注実績が無い場合で、平成 22 年度以降に中部地方整備局以外の機関（以下、「他機関」という。）における同種又は類似業務の受注実績が無い場合は、加点しない。	
		① 中部地方整備局発注業務における平均点が 76 点以上 ② 中部地方整備局発注業務における平均点が 74 点以上 76 点未満 ③ 中部地方整備局発注業務における平均点が 72 点以上 74 点未満 ④ 以下のいずれかの場合 ・中部地方整備局発注業務における平均点が 60 点以上 72 点未満 ・平成 22 年度以降に中部地方整備局発注業務における TECRIS の該当業務分野において該当する業務の受注実績が無い場合で、平成 22 年度以降に他機関における同種又は類似業務の実績が有る場合 ⑤ 以下のいずれかの場合 ・中部地方整備局発注業務における平均点が 60 点未満 ・平成 22 年度以降において、中部地方整備局発注業務における TECRIS の該当業務分野において該当する業務の受注実績及び他機関における同種又は類似業務の受注実績が無い場合	① 4 ② 3 ③ 2 ④ 1 ⑤ 0

	業務拠点		業務拠点を以下のとおり評価する。 (1)競争参加資格要件で営業拠点等の所在地を「中部地方整備局管内」としている場合 ① 事務所管内に営業拠点等を有する ② 〇〇県内に営業拠点等を有する。 ③ 中部地方整備局管内に営業拠点等を有する。 ※ 営業拠点等とは、〇〇管内に技術者が1名以上常駐する本社（店）、支社（店）又は営業所等を有していることをいう。	① 2 ② 1 ③ 0
			(2)競争参加資格要件で営業拠点等の所在地を「〇〇県内」としている場合 ① 事務所管内に営業拠点等を有する。 ② 〇〇県内に営業拠点等を有する。	① 2 ② 0
	企業信頼度（文書注意等の措置）		技術提案書提出日において以下の期間内である場合、評価点を減じるものとする。 なお、中部地方整備局発注の建設コンサルタント業務等に係る措置に限る。 ① 該当なし ② 文書注意措置後1ヶ月 ③ 口頭注意措置後1ヶ月	① 0 ② -2 ③ -1
	合計			7
基本事項 (技術者)	管理技術者	資格 ※業務の内容に応じ て評価基準を設定 する	下記の順位で評価する。 ① 技術士、博士 ② 国土交通省登録技術者資格※ ③ 上記以外の競争参加資格要件として設定した資格	① 3 ② 2 ③ 1
		業務実績	平成17年度以降に完了した同種又は類似業務の実績（平成26年度完了予定も対象に含む）を以下のとおり評価する。 ① 同種業務の実績がある ② 類似業務の実績がある	① 2 ② 0
			【同種業務のみを設定した場合】 平成17年度以降に完了した同種又は類似業務の実績（平成26年度完了予定も対象に含む）を以下のとおり評価する。 ① 同種業務の実績がある	① 2
		業務成績	平成22年度以降（過去4年間）の中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野のうち、該当する業務分野（別表－1に示す。）に該当する業務成績の平均点を次の順位で評価する。 なお、平成22年度以降に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの該当業務分野において該当する業務の平均点が60点未満の場合及び平成22年度以降に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの該当業務分野において該当する業務の受注実績が無い場合で、平成22年度以降に中部地方整備局以外の機関（以下、「他機関」という。）における同種又は類似業務の受注実績が無い場合は、加点しない。 ① 中部地方整備局発注業務における平均点が77点以上	① 4 ② 3 ③ 2 ④ 1 ⑤ 0

			② 中部地方整備局発注業務における平均点が 75 点以上 77 点未満 ③ 中部地方整備局発注業務における平均点が 73 点以上 75 点未満 ④ 以下のいずれかの場合 - 中部地方整備局発注業務における平均点が 60 点以上 73 点未満 - 平成 22 年度以降に中部地方整備局発注業務における TECRIS の該当業務分野において該当する業務の受注実績が無い場合で、平成 22 年度以降に他機関における同種又は類似業務の実績が有る場合 ⑤ 以下のいずれかの場合 - 中部地方整備局発注業務における平均点が 60 点未満 - 平成 22 年度以降において、中部地方整備局発注業務における TECRIS の該当業務分野において該当する業務の受注実績及び他機関における同種又は類似業務の受注実績が無い場合	
		技術者信頼度（優良表彰の有無）	平成 23 年（表彰受賞年）以降の優良表彰の受賞の有無について以下のとおり評価する。 なお、優良表彰の受賞実績は、技術者が受賞したものを対象とし、国土交通省による優良表彰の他、公的機関による全国レベルでの賞の受賞、表彰及び関連分野での論文賞、著作賞、全国規模の発表会での受賞等も認める。 ただし、対象となる優良表彰の受賞は、業種区分：土木関係建設コンサルタント業務で受賞したものに限る。 ① 中部地方整備局からの優良表彰の受賞実績 ② 他地整又は公的機関による全国レベルでの賞の受賞実績 ③ 優良表彰の受賞実績がない	① 2 ② 1 ③ 0
	担当技術者	資格 ※業務の内容に応じて評価基準を設定する	下記の評価順位は、①と②は同位とし、③を次位とすることを標準とする。 ※複数の予定担当技術者が申請された場合は、申請された全ての予定担当技術者の評価点の平均値とする。 ① 技術士、博士 ② 国土交通省登録技術者資格※ ③ 上記以外の競争参加資格要件として設定した資格	①② 2 ③ 1
	合計			13
技術提案書	実施方針	実施方針（工程表や業務フロー等を含む）について、業務の内容、目的を理解し、業務特性を踏まえた業務実施方針の妥当性が高い場合に優位に評価（着目点） - 目的、条件、内容の理解度 - 本業務における特殊性（業務特性）に基づいた着眼点（課題）等の明確な記載 - 業務実施手順を示す実施フロー及び工程表の妥当性 - 当該業務の着眼点（課題）や留意点と、その対		20

		応策についての 適切な内容の記載の有無	
	業務実施体制	実施体制について、業務を遂行する上でより適切な体制が確保されており、業務経験者や専門技術者を配置している場合に優位に評価 (着目点) ・業務を遂行する上でのより適切な実施体制の確保 ・業務の経験者や専門技術者を配置 ・ミス防止体制の記載があり、その妥当性が高い ・セキュリティ及びコンプライアンス対策の記載があり、その妥当性が高い ・業務を遂行する上での工夫について記載があり、その妥当性が高い 等	20
	合計		40
総計			60

○「国土交通省登録技術者資格※」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成 26 年 11 月 28 日付け国土交通省告示第 1107 号）に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。（官報告示及び国土交通省ホームページにおいて公表）

- ②「技術者資格登録簿」の区分に**管理技術者のみ記載**がある
 (砂防（施設分野：砂防設備、地すべり防止施設－業務：点検）)

評価項目	評価の着目点	判断基準	配点
基本事項 (企業)	業務実績	平成 17 年度以降に完了した同種又は類似業務の実績（平成 26 年度完了予定も対象に含む）を以下のとおり評価する。 ① 同種業務の実績がある ② 類似業務の実績がある	① 1 ② 0
		【同種業務のみを設定した場合】 平成 17 年度以降に完了した同種又は類似業務の実績（平成 26 年度完了予定も対象に含む）を以下のとおり評価する。 ① 同種業務の実績がある	① 1
	業務成績	平成 22 年度以降（過去 4 年間）の中部地方整備局発注業務における TECRIS の業務分野のうち、該当する業務分野（別表－1 に示す。）に該当する業務成績の平均点を次の順位で評価する。 なお、平成 22 年度以降に中部地方整備局発注業務における TECRIS の該当業務分野において該当する業務の平均点が 60 点未満の場合及び平成 22 年度以降に中部地方整備局発注業務における TECRIS の該当業務分野において該当する業務の受注実績が無い場合で、平成 22 年度以降に中部地方整備局以外の機関（以下、「他機関」という。）における同種又は類似業務の受注実績が無い場合は、加点しない。	
		① 中部地方整備局発注業務における平均点が 76 点以上 ② 中部地方整備局発注業務における平均点が 74 点以上 76 点未満 ③ 中部地方整備局発注業務における平均点が 72 点以上 74 点未満 ④ 以下のいずれかの場合 ・中部地方整備局発注業務における平均点が 60 点以上 72 点未満 ・平成 22 年度以降に中部地方整備局発注業務における TECRIS の該当業務分野において該当する業務の受注実績が無い場合で、平成 22 年度以降に他機関における同種又は類似業務の実績が有る場合 ⑤ 以下のいずれかの場合 ・中部地方整備局発注業務における平均点が 60 点未満 ・平成 22 年度以降において、中部地方整備局発注業務における TECRIS の該当業務分野において該当する業務の受注実績及び他機関における同種又は類似業務の受注実績が無い場合	① 4 ② 3 ③ 2 ④ 1 ⑤ 0

	業務拠点		業務拠点を以下のとおり評価する。 (1)競争参加資格要件で営業拠点等の所在地を「中部地方整備局管内」としている場合 ① 事務所管内に営業拠点等を有する ② 〇〇県内に営業拠点等を有する。 ③ 中部地方整備局管内に営業拠点等を有する。 ※ 営業拠点等とは、〇〇管内に技術者が1名以上常駐する本社（店）、支社（店）又は営業所等を有していることをいう。	① 2 ② 1 ③ 0
			(2)競争参加資格要件で営業拠点等の所在地を「〇〇県内」としている場合 ① 事務所管内に営業拠点等を有する。 ② 〇〇県内に営業拠点等を有する。	① 2 ② 0
	企業信頼度（文書注意等の措置）		技術提案書提出日において以下の期間内である場合、評価点を減じるものとする。 なお、中部地方整備局発注の建設コンサルタント業務等に係る措置に限る。 ① 該当なし ② 文書注意措置後1ヶ月 ③ 口頭注意措置後1ヶ月	① 0 ② -2 ③ -1
	合計			7
基本事項 （技術者）	管理技術者	資格	以下の順位で評価する。 ① 技術士、博士 ② 国土交通省登録技術者資格※ ③ 上記以外の競争参加資格要件として設定した資格	① 3 ② 2 ③ 1
		業務実績	平成17年度以降に完了した同種又は類似業務の実績（平成26年度完了予定も対象に含む）を以下のとおり評価する。 ① 同種業務の実績がある ② 類似業務の実績がある	① 2 ② 0
			【同種業務のみを設定した場合】 平成17年度以降に完了した同種又は類似業務の実績（平成26年度完了予定も対象に含む）を以下のとおり評価する。 ① 同種業務の実績がある	① 2
		業務成績	平成22年度以降（過去4年間）の中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野のうち、該当する業務分野（別表－1に示す。）に該当する業務成績の平均点を次の順位で評価する。 なお、平成22年度以降に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの該当業務分野において該当する業務の平均点が60点未満の場合及び平成22年度以降に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの該当業務分野において該当する業務の受注実績が無い場合で、平成22年度以降に中部地方整備局以外の機関（以下、「他機関」という。）における同種又は類似業務の受注実績が無い場合は、加点しない。 ① 中部地方整備局発注業務における平均点が77点以上 ② 中部地方整備局発注業務における平均点が75点以上77点未満	① 4 ② 3 ③ 2 ④ 1 ⑤ 0

			③ 中部地方整備局発注業務における平均点が 73 点以上 75 点未満 ④ 以下のいずれかの場合 - 中部地方整備局発注業務における平均点が 60 点以上 73 点未満 - 平成 22 年度以降に中部地方整備局発注業務における TECRIS の該当業務分野において該当する業務の受注実績が無い場合で、平成 22 年度以降に他機関における同種又は類似業務の実績が有る場合 ⑤ 以下のいずれかの場合 - 中部地方整備局発注業務における平均点が 60 点未満 - 平成 22 年度以降において、中部地方整備局発注業務における TECRIS の該当業務分野において該当する業務の受注実績及び他機関における同種又は類似業務の受注実績が無い場合	
	技術者信頼度（優良表彰の有無）	平成 23 年（表彰受賞年）以降の優良表彰の受賞の有無について以下のとおり評価する。 なお、優良表彰の受賞実績は、技術者が受賞したものを対象とし、国土交通省による優良表彰の他、公的機関による全国レベルでの賞の受賞、表彰及び関連分野での論文賞、著作賞、全国規模の発表会での受賞等も認める。 ただし、対象となる優良表彰の受賞は、業種区分：土木関係建設コンサルタント業務で受賞したものに限る。 ① 中部地方整備局からの優良表彰の受賞実績 ② 他地整又は公的機関による全国レベルでの賞の受賞実績 ③ 優良表彰の受賞実績がない	① 2 ② 1 ③ 0	
	合計		11	
技術提案書	実施方針	実施方針（工程表や業務フロー等を含む）について、業務の内容、目的を理解し、業務特性を踏まえた業務実施方針の妥当性が高い場合に優位に評価（着目点） ・目的、条件、内容の理解度 ・本業務における特殊性（業務特性）に基づいた着眼点（課題）等の明確な記載 ・業務実施手順を示す実施フロー及び工程表の妥当性 ・当該業務の着眼点（課題）や留意点と、その対応策についての適切な内容の記載の有無	22	
	業務実施体制	実施体制について、業務を遂行する上でより適切な体制が確保されており、業務経験者や専門技術者を配置している場合に優位に評価（着目点） ・業務を遂行する上でのより適切な実施体制の確保 ・業務の経験者や専門技術者を配置 ・ミス防止体制の記載があり、その妥当性が高い ・セキュリティ及びコンプライアンス対策の記載があり、その妥当性が高い ・業務を遂行する上での工夫について記載があり、	20	

		その妥当性が 高い 等	
	合計		42
総計			60

- 「国土交通省登録技術者資格※」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成 26 年 11 月 28 日付け国土交通省告示第 1107 号）に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。（官報告示及び国土交通省ホームページにおいて公表）

③「技術者資格登録簿」の区分に**担当技術者のみ記載**がある

(道路(施設分野：橋梁(鋼橋)、橋梁(コンクリート橋)、トンネル業務：点検、診断))

評価項目	評価の着目点	判断基準	配点
基本事項 (企業)	業務実績	平成 17 年度以降に完了した同種又は類似業務の実績(平成 26 年度完了予定も対象に含む)を以下のとおり評価する。 ① 同種業務の実績がある ② 類似業務の実績がある	① 1 ② 0
		【同種業務のみを設定した場合】 平成 17 年度以降に完了した同種又は類似業務の実績(平成 26 年度完了予定も対象に含む)を以下のとおり評価する。 ① 同種業務の実績がある	① 1
	業務成績	平成 22 年度以降(過去 4 年間)の中部地方整備局発注業務における TECRIS の業務分野のうち、該当する業務分野(別表 1 に示す。)に該当する業務成績の平均点を次の順位で評価する。 なお、平成 22 年度以降に中部地方整備局発注業務における TECRIS の該当業務分野において該当する業務の平均点が 60 点未満の場合及び平成 22 年度以降に中部地方整備局発注業務における TECRIS の該当業務分野において該当する業務の受注実績が無い場合で、平成 22 年度以降に中部地方整備局以外の機関(以下、「他機関」という。)における同種又は類似業務の受注実績が無い場合は、加点しない。 ① 中部地方整備局発注業務における平均点が 76 点以上 ② 中部地方整備局発注業務における平均点が 74 点以上 76 点未満 ③ 中部地方整備局発注業務における平均点が 72 点以上 74 点未満 ④ 以下のいずれかの場合 ・中部地方整備局発注業務における平均点が 60 点以上 72 点未満 ・平成 22 年度以降に中部地方整備局発注業務における TECRIS の該当業務分野において該当する業務の受注実績が無い場合で、平成 22 年度以降に他機関における同種又は類似業務の実績が有る場合 ⑤ 以下のいずれかの場合 ・中部地方整備局発注業務における平均点が 60 点未満 ・平成 22 年度以降において、中部地方整備局発注業務における TECRIS の該当業務分野において該当する業務の受注実績及び他機関における同種又は類似業務の受注実績が無い場合	① 4 ② 3 ③ 2 ④ 1 ⑤ 0

	業務拠点		業務拠点を以下のとおり評価する。 (1)競争参加資格要件で営業拠点等の所在地を「中部地方整備局管内」としている場合 ① 事務所管内に営業拠点等を有する ② 〇〇県内に営業拠点等を有する。 ③ 中部地方整備局管内に営業拠点等を有する。 ※ 営業拠点等とは、〇〇管内に技術者が1名以上常駐する本社（店）、支社（店）又は営業所等を有していることをいう。	① 2 ② 1 ③ 0
			(2)競争参加資格要件で営業拠点等の所在地を「〇〇県内」としている場合 ① 事務所管内に営業拠点等を有する。 ② 〇〇県内に営業拠点等を有する。	① 2 ② 0
	企業信頼度（文書注意等の措置）		技術提案書提出日において以下の期間内である場合、評価点を減じるものとする。 なお、中部地方整備局発注の建設コンサルタント業務等に係る措置に限る。 ① 該当なし ② 文書注意措置後1ヶ月 ③ 口頭注意措置後1ヶ月	① 0 ② -2 ③ -1
	合計			7
基本事項 （技術者）	管理技術者	資格	下記の順位で評価する。 ① 技術士 ② R C C M等（①以外の競争参加資格要件として設定した資格）	① 3 ② 1
		業務実績	平成17年度以降に完了した同種又は類似業務の実績（平成26年度完了予定も対象に含む）を以下のとおり評価する。 ① 同種業務の実績がある ② 類似業務の実績がある	① 2 ② 0
			【同種業務のみを設定した場合】 平成17年度以降に完了した同種又は類似業務の実績（平成26年度完了予定も対象に含む）を以下のとおり評価する。 ① 同種業務の実績がある	① 2
		業務成績	平成22年度以降（過去4年間）の中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野のうち、該当する業務分野（別表-1に示す。）に該当する業務成績の平均点を次の順位で評価する。 なお、平成22年度以降に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの該当業務分野において該当する業務の平均点が60点未満の場合及び平成22年度以降に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの該当業務分野において該当する業務の受注実績が無い場合で、平成22年度以降に中部地方整備局以外の機関（以下、「他機関」という。）における同種又は類似業務の受注実績が無い場合は、加点しない。 ① 中部地方整備局発注業務における平均点が77点以上 ② 中部地方整備局発注業務における平均点が75点以上77点未満 ③ 中部地方整備局発注業務における平均点が73	① 4 ② 3 ③ 2 ④ 1 ⑤ 0

			点以上 75 点未満 ④ 以下のいずれかの場合 ・中部地方整備局発注業務における平均点が 60 点以上 73 点未満 ・平成 22 年度以降に中部地方整備局発注業務における TECRIS の該当業務分野において該当する業務の受注実績が無い場合で、平成 21 年度以降に他機関における同種又は類似業務の実績が有る場合 ⑤ 以下のいずれかの場合 ・中部地方整備局発注業務における平均点が 60 点未満 ・平成 22 年度以降において、中部地方整備局発注業務における TECRIS の該当業務分野において該当する業務の受注実績及び他機関における同種又は類似業務の受注実績が無い場合	
		技術者信頼度（優良表彰の有無）	平成 23 年（表彰受賞年）以降の優良表彰の受賞の有無について以下のとおり評価する。 なお、優良表彰の受賞実績は、技術者が受賞したものを対象とし、国土交通省による優良表彰の他、公的機関による全国レベルでの賞の受賞、表彰及び関連分野での論文賞、著作賞、全国規模の発表会での受賞等も認める。 ただし、対象となる優良表彰の受賞は、業種区分：土木関係建設コンサルタント業務で受賞したものに限る。 ① 中部地方整備局からの優良表彰の受賞実績 ② 他地整又は公的機関による全国レベルでの賞の受賞実績 ③ 優良表彰の受賞実績がない	④ 2 ⑤ 1 ⑥ 0
	担当技術者	資格	下記の評価順位は、①と②は同位とし、③を次位とすることを標準とする。 ※複数の予定担当技術者が申請された場合は、申請された全ての予定担当技術者の評価点の平均値とする。 ① 技術士 ② 国土交通省登録技術者資格※ ③ 上記以外の競争参加資格要件として設定した資格	橋梁 ①② 2 ③ 1 トンネル ① 2 ② 1
	合計			13
技術提案書	実施方針	実施方針（工程表や業務フロー等を含む）について、業務の内容、目的を理解し、業務特性を踏まえた業務実施方針の妥当性が高い場合に優位に評価（着目点） ・目的、条件、内容の理解度 ・本業務における特殊性（業務特性）に基づいた着眼点（課題）等の明確な記載 ・業務実施手順を示す実施フロー及び工程表の妥当性 ・当該業務の着眼点（課題）や留意点と、その対応策についての適切な内容の記載の有無		20
	業務実施体制	実施体制について、業務を遂行する上でより適切な		20

		体制が確保されており、業務経験者や専門技術者を配置している場合に優位に評価 (着目点) ・業務を遂行する上でのより適切な実施体制の確保 ・業務の経験者や専門技術者を配置 ・ミス防止体制の記載があり、その妥当性が高い ・セキュリティ及びコンプライアンス対策の記載があり、その妥当性が高い ・業務を遂行する上での工夫について記載があり、その妥当性が高い等	
	合計		40
総計			60

○「国土交通省登録技術者資格※」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成 26 年 11 月 28 日付け国土交通省告示第 1107 号）に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。（官報告示及び国土交通省ホームページにおいて公表）

5) 評価基準の補足説明

① 基本事項評価（技術者）

(1) 資格に関する要件

■「技術者資格登録簿」の区分に**管理技術者及び担当技術者の記載**がある（今回は参考）

i. 配置予定管理技術者

配点	判断基準
3	技術士(総合技術監理部門：建設部門関連科目、又は、建設部門) 博士（工学）、博士（理学）、博士（学術）（専門分野：〇〇に関する研究）
2	国土交通省登録技術者資格※（施設分野：〇〇－業務：〇〇）
1	上記以外の競争参加資格要件として設定した資格

ii. 配置予定担当技術者

※複数の予定担当技術者が申請された場合は、申請された全ての予定担当技術者の評価点の平均値とする。

配点	判断基準
2	技術士(総合技術監理部門：建設部門関連科目、又は、建設部門) 博士（工学）、博士（理学）、博士（学術）（専門分野：〇〇に関する研究） 国土交通省登録技術者資格※（施設分野：〇〇－業務：〇〇）
1	上記以外の競争参加資格要件として設定した資格

■「技術者資格登録簿」の区分に**管理技術者のみ記載**がある

（砂防（施設分野：砂防設備、地すべり防止施設－業務：点検））

i. 配置予定管理技術者

配点	判断基準
3	技術士(総合技術監理部門：建設部門関連科目、又は、建設部門) 博士（工学）、博士（理学）、博士（学術）、 博士（農学） （専門分野：砂防に関する研究）
2	国土交通省登録技術者資格※（施設分野：砂防設備、地すべり防止施設－業務：点検）
1	上記以外の競争参加資格要件として設定した資格

■「技術者資格登録簿」の区分に**担当技術者のみ記載**がある

（道路（施設分野：橋梁（鋼橋）、橋梁（コンクリート橋）－業務：点検、診断））

i. 配置予定管理技術者

配点	判断基準
3	技術士(総合技術監理部門：建設部門関連科目、又は、建設部門)
1	RCCM 土木学会認定技術者【特別上級、上級、1級】 上記以外の応募要件として設定した資格

ii. 配置予定担当技術者

※複数の予定担当技術者が申請された場合は、申請された全ての予定担当技術者の評価点の平均値とする。

配点	判断基準
2	技術士(総合技術監理部門：建設部門関連科目、又は、建設部門) 国土交通省登録技術者資格※(施設分野：橋梁(鋼橋)、橋梁(コンクリート橋)ー業務：点検、診断)
1	上記以外の応募要件として設定した資格

(道路(施設分野：トンネルー業務：点検、診断))

i. 配置予定管理技術者

配点	判断基準
3	技術士(総合技術監理部門：建設部門(トンネル)、又は、建設部門(トンネル))
1	RCCM(トンネル)

ii. 配置予定担当技術者

※複数の予定担当技術者が申請された場合は、申請された全ての予定担当技術者の評価点の平均値とする。

配点	判断基準
2	技術士(総合技術監理部門：建設部門(トンネル)、又は、建設部門(トンネル))
1	国土交通省登録技術者資格※(施設分野：トンネルー業務：点検、診断)

○「国土交通省登録技術者資格※」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程(平成26年11月28日付け国土交通省告示第1107号)に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。(官報告示及び国土交通省ホームページにおいて公表)

(2)業務成績に関する要件

○TECRIS 業務分野

(入札説明書「別表-1」を引用)

該当	業務分野	該当	業務分野
	01 河川、砂防及び海岸・海洋		15 トンネル
	02 港湾及び空港		16 施工計画・施工設備及び積算
	03 電力土木		17 建設環境
	04 道路		18 機械
	05 鉄道		19 水産土木
	06 上水道及び工業用水		20 電気電子
	07 下水道		31 建設電気通信
	08 農業土木		32 廃棄物
	09 森林土木		33 衛生工学(廃棄物以外)
	10 造園		34 応用理学(地質以外)
	11 都市・地域計画及び都市整備		35 情報
	12 地質		36 防災
	13 土質及び基礎		37 測量
	14 鋼構造及びコンクリート		

※該当分野の選定は1分野のみとする。

② 入札の無効

技術提案書の記載内容が、次の事項に該当する場合は評価しないものとし、その者の入札を無効とする。

- (1) 業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている。
- (2) 実施方針と業務実施体制のいずれかが0点の場合

5－6．評価内容の担保

1) 契約書における明記

総合評価落札方式で落札者を決定した場合は、落札者決定に反映された技術提案について、契約書に附則を追加し、その内容を契約上明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について明記することとする。

<契約書附則の例>

附 則

受注者が入札時に提出した技術提案のうち、次の提案について履行できない状況が発生した場合は、発注者・受注者協議を行うこと。なお、協議のうえ、乙の責により次の提案が履行されない場合は、入札時に付与した技術点の再計算を行い、落札時の評価値に相応する評価額（以下、「ペナルティー額」という）を算定し、ペナルティー額に100分の5に相当する額を加算した支払いを求める。ただし、ペナルティー額は、入札価格の10%を上限とする。

ペナルティー額（千円未満切り捨て）

$$= (\text{当初評価値} - \text{見直し後技術点} - \text{当初価格点}) \times (\text{当初予定価格} \div \text{価格点の配分点})$$

(提案内容)

- ・○○○○○○○○○○○○○○○
- ・○○○○○○○○○○○○○○○

なお、実施方針として「業務を進めるための考え方」や「留意点」を求めた場合は、以下のとおりとする。

<契約書附則の例>

附 則

受注者が入札時に提出した技術提案の内容については、業務着手時まで提出する業務計画書に反映の上、調査職員の確認を受け、確実に履行するものとするが、履行できない状況が発生した場合は、発注者、受注者協議を行うこと。

なお、協議のうえ、受注者の責により技術提案が履行されない場合は、入札時に付与した技術点の再計算を行い、落札時の評価値に相応する評価額（以下、「ペナルティー額」という。）を算定し、ペナルティー額に100分の5に相当する額を加算した支払いを求める。

ただし、ペナルティー額は、入札価格の10%を上限とする。

ペナルティー額（千円未満切り捨て）

$$= (\text{当初評価値} - \text{見直し後技術点} - \text{当初価格点}) \times (\text{当初予定価格} \div \text{価格点の配分点})$$

5－7．総合評価落札方式における履行確実性の評価

総合評価落札方式における履行確実性の評価については、「建設コンサルタント業務等における入札・契約手続きに関するガイドライン」（平成 26 年 4 月 中部地方整備局）のとおりとする。

【参考】

国土交通省登録技術者資格（編集版）

施設分野	業 務	知識・技術を求める者	資 格 名	資格付与事業又は事務を行う者
砂防設備	点検・診断	管理技術者	RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）	（一社）建設コンサルタンツ協会
地すべり防止施設	点検・診断	管理技術者	RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）	（一社）建設コンサルタンツ協会
地すべり防止施設	点検・診断	管理技術者	地すべり防止工事士	（一社）斜面防災対策技術協会
急傾斜地崩壊防止施設	点検・診断	管理技術者	RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）	（一社）建設コンサルタンツ協会
海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）	（一社）建設コンサルタンツ協会
海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	上級土木技術者（海岸・海洋）コースB	（公社）土木学会
海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	上級土木技術者（流域・都市）コースA	（公社）土木学会
海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	海洋・港湾構造物維持管理士	（一財）沿岸技術研究センター
橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	RCCM（鋼構造及びコンクリート）	（一社）建設コンサルタンツ協会
橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	上級土木技術者（橋梁）コースB	（公社）土木学会
橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	1級土木技術者（橋梁）コースB	（公社）土木学会
橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	道路橋点検士	（一財）橋梁調査会
橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	一級構造物診断士	（一社）日本構造物診断技術協会
橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	二級構造物診断士	（一社）日本構造物診断技術協会
橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	土木鋼構造診断士	（一社）日本鋼構造協会
橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	土木鋼構造診断士補	（一社）日本鋼構造協会
橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	道守補コース	国立大学法人長崎大学
橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	特定道守コース	国立大学法人長崎大学
橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	道守コース	国立大学法人長崎大学
橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	RCCM（鋼構造及びコンクリート）	（一社）建設コンサルタンツ協会
橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	上級土木技術者（橋梁）コースB	（公社）土木学会
橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	土木鋼構造診断士	（一社）日本鋼構造協会
橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	特定道守（鋼構造）コース	国立大学法人長崎大学
橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	道守コース	国立大学法人長崎大学
橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	RCCM（鋼構造及びコンクリート）	（一社）建設コンサルタンツ協会
橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	上級土木技術者（橋梁）コースB	（公社）土木学会
橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	1級土木技術者（橋梁）コースB	（公社）土木学会
橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	道路橋点検士	（一財）橋梁調査会
橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	一級構造物診断士	（一社）日本構造物診断技術協会
橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	二級構造物診断士	（一社）日本構造物診断技術協会
橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	コンクリート構造診断士	（公社）プレストレストコンクリート工学会
橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	プレストレストコンクリート技士	（公社）プレストレストコンクリート工学会
橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	コンクリート診断士	（公社）日本コンクリート工学会
橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	道守補コース	国立大学法人長崎大学
橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	特定道守コース	国立大学法人長崎大学
橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	道守コース	国立大学法人長崎大学
橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	RCCM（鋼構造及びコンクリート）	（一社）建設コンサルタンツ協会
橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	上級土木技術者（橋梁）コースB	（公社）土木学会
橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	コンクリート構造診断士	（公社）プレストレストコンクリート工学会
橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	特定道守（コンクリート構造）コース	国立大学法人長崎大学
橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	道守コース	国立大学法人長崎大学
トンネル	点検	担当技術者	RCCM（トンネル）	（一社）建設コンサルタンツ協会
トンネル	点検	担当技術者	道守補コース	国立大学法人長崎大学
トンネル	点検	担当技術者	特定道守コース	国立大学法人長崎大学
トンネル	点検	担当技術者	道守コース	国立大学法人長崎大学
トンネル	診断	担当技術者	RCCM（トンネル）	（一社）建設コンサルタンツ協会
港湾施設	点検・診断	管理技術者	海洋・港湾構造物維持管理士	（一財）沿岸技術研究センター
港湾施設	設計	管理技術者	海洋・港湾構造物維持管理士	（一財）沿岸技術研究センター
港湾施設	設計	管理技術者	海洋・港湾構造物設計士	（一財）沿岸技術研究センター
港湾施設	計画策定	管理技術者	海洋・港湾構造物維持管理士	（一財）沿岸技術研究センター

○ここに記載のある資格は、「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に関する技術者資格登録規程（平成26年国土交通省告示第1107号）」に基づいて、技術者資格登録簿に登録（第1回登録：平成27年1月26日）された資格の一覧です。

○この告示に基づく資格登録制度は、公共工事に関する調査（点検及び診断を含む。）及び設計等に関し、品質の確保と技術者の育成及び活用の促進を図ることを目的として創設されたもので、登録申請のあった資格について、上記の告示で定めた必要な知識・技術等に関する要件をすべて満たしていることが申請書類において確認された資格を登録したものです。

○国土交通省としては、この趣旨を踏まえ、登録された資格の積極的な活用を期待しております。なお、今回の登録は、登録されていない資格について活用をただちに妨げる趣旨ではないことも併せてご理解いただき、各発注機関においては、業務の発注要件の設定等にあたり、配慮をお願いいたします。

（参考）建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価方式の運用ガイドライン（平成27年1月一部改正）